

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。

また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。

①	60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間を合計して25年以上）を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人
②	昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人（日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入）
③	海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

①および②に該当する人で加入を希望するときは、市役所<sup>④</sup>・<sup>⑤</sup>の国民年金担当係へお申し込みください。

③に該当する人で、日本国内に親族などが住んでいる場合は、その人に協力者になってもらい、協力者を通じて、最後に在住していた市区町村役場の窓口で手続きを行います。日本国内に協力者がいない場合は、次の窓口で本人が手続きを行います。

1	これから海外に転居する場合は、住所地の市区町村役場
2	既に海外に居住している場合は、日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所
3	本人が日本国内に住所を有したことがない場合は、千代田年金事務所

くわしくは高崎年金事務所にお問い合わせください。

## 年金に関する情報提供サービスについて

○インターネットによる年金個人情報提供

日本年金機構ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) からユーザーID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでもご自身の年金の加入記録をご覧いただけます。

閲覧できる年金加入記録は、日本年金機構が管理している公的年金制度の加入履歴、納付状況などです。

なお、この閲覧サービスは、国民年金、厚生年金および船員保険の被保険者または被保険者であった皆さんがご利用できます。ただし、次の人はご利用できません。

- ・昭和61年4月1日以前に受給権の発生した老齢年金を受けている人
- ・現在共済組合などに加入している人

※詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 国民年金保険料の納め忘れがある皆さんへ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある人は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長（「後納制度」といいます）されます。

問合せ▼高崎年金事務所（☎322-7731）